

第 8 8 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 6 年 9 月 2 4 日（火） 午後 1 時 2 5 分から午後 2 時 2 5 分
開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 3 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	出席		
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席		
6	船 引 政 則	出席		
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	出席	○	
12	竹 内 己 良	出席	○	
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	欠席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 摩 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第 1 号	農地確認及び非農地確認について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項及び第 4 項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第 6 号	相続税等納税猶予適格者証明について
議案第 7 号	令和 6 年度農地パトロール実施要領の策定について
報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第 2 号	農地法第 4 条の規定による届出の専決について
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出の専決について
報告第 4 号	合意による解約等の通知について
報告第 5 号	県許可案件の許可状況について
報告第 6 号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

（令和 6 年 9 月 24 日 午後 1 時 25 分）

議 長 予定の方が揃われましたので、只今から、第 88 回総会を開催致します。

【 議 長 挨 拶 】

現在の出席者数は、農業委員 19 名中 18 名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、吉田勝博委員から欠席の連絡を頂いております。それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を飯塚祐樹委員と竹内己良委員にお願いいたします。それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく申し上げます。議案第 1 号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 1 号（P 1 ～ P 2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が 7 件提出されております。
1 番です。
的形町的形の畑 3 筆□□□□□□につきて、「平成 11 年以前から山林となっている」との申請です。
2 番です。
的形町的形の畑 2 筆□□□□□につきて、「平成 11 年以前から山林となっている」との申請です。
3 番です。
保城の畑の実測面積□□□□□につきて、「昭和 51 年 9 月頃から、進

	入路として利用している」との申請です。 4 番です。 西脇の田□□□□につきまして、「平成 1 2 年以前から住宅敷地の一部として利用している」との申請です。 5 番です。 林田町下構の田□□□□につきまして、「平成 1 2 年以前から住宅敷地の一部として利用している」との申請です。 6 番です。 飾東町豊国の畑□□□□につきまして、「平成 1 3 年以前より、原野となっている」との申請です。 7 番です。 船津町の田□□□□につきまして、「平成 1 2 年以前より、農業用倉庫敷地として利用している」との申請です。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。 各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
委 員	1 番 2 番について、現地を確認しに行きましたが、うち 2 筆は完全に山の中でした。それ以外は道路沿いから確認できましたが、いずれも山林または竹やぶでした。
議 長	報告ありがとうございます。ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
委 員	3 番について、平成 2 4 年に転用の届出が出ているのにもかかわらず今回非農地確認が申請されているのは、なぜですか。
事 務 局	平成 2 4 年に転用の届出においては、一部転用でその面積は□□□□□□でした。今回の申請地は登記簿面積は□□□ですが、測量図が添付されており実測面積は□□□□□□となっています。この実測面積で非農地の確認が欲しいということでしたので、転用届出面積から少し超過するため、その部分についてご審議をいただいているものです。
委 員	ということは、今回の申請面積が平成 2 4 年の転用面積と同じであれば、今回の審議は必要ないということですか。
事 務 局	そのとおりです。今回の申請面積が平成 2 4 年の転用面積と同じ又は範囲内で小さければ、事務局において非農地証明を発行していました。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P2～P4）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、16件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

いずれも所有権の移転となっており、1番から3番、9番、10番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、14番が譲受人の耕作地であるほかはいずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1 番から 1 0 番につきましては、現在耕作面積が 0 m² の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1番です。

[illegible]

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

2番です。

[illegible]

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「兄弟間の移転であり、農業経験もあり面積も小さいため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番です。

[illegible]

なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

4番です。

網干区坂出の田□□□□□□につきまして、飾磨区構の□□□□□□が、□□
□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」とな
っております。申請人は□□□□□□□□□□□□の農地を耕作されていま
す。農業を始めることとなった動機としましては、□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□とのことです。

夢前町新庄の田2筆□□□□□□につきまして、夢前町新庄の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」とな

それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

議案第 3 号（P 5）を説明する。
〔農地法第 4 条の規定による許可申請について〕

1 番が都市計画区域外の案件、2 番から 4 番が調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

1 番です。

2番です。

3番です。

4番です。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

• • •

それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。

事務局

[illegible]

議長

各委員

議長

各委員

議長

事務局

その他、各農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の

	審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。 以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。 新規農家の聞き取り調査の方は、なにかご意見ございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 また、□□□□□□□□□□□□につきましては、１０月２日に来ていただきまして、新規農家の聞き取り調査をさせていただくこととします。 次に、議案第６号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第６号（Ｐ１５～Ｐ１６）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明〕 相続税等納税説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。 １番の案件でございますが、相続年月日が「令和６年」とあるのは誤りで、正しくは「令和５年」ですので、訂正をお願いします。 猶予適格者証明について、今月は、証明願が４件出ております。 １番目の説明をします。 広畑区本町四丁目の□□□□□□が所有されていましたが農地５筆のうち市街化区域の農地４筆を、同居の子であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、４筆一体利用で果樹（かりん、はっさく等）を栽培されています。 なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。 ２、３、４番目はまとめて説明します。 北条の□□□□□□が所有されていましたが農地３筆のうち２筆を、同居の子であります□□□□□□が相続し、残り１筆を、別居の子であります□□□□□□及び□□□□□□が持分２分の１ずつ相続するというものです。農地の利用状況は、野菜を作付け（一部、果樹栽培）されています。 なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。 適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。

議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、議案第 6 号「令和 5 年度農地パトロール実施要領の策定」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 6 号（P 1 6）を説明する。 〔令和 6 年度農地パトロール実施要領の策定〕 号令和 6 年度農地パトロール実施要領について、ご説明いたします。 委員の皆様におかれましては、普段から農地の活動をしていただいているところですが、農業委員会活動の対外的な PR を目的としまして行動する農業委員会を目指し、農地利用の最適化を進めようというスローガンのもと事務局と一緒にパトロールに回っていただくものでございます。 詳細は本日お配りしています要領案をご覧ください。 実施時期については 1 0 月 1 5 日から 1 8 日において行うものとし、参加していただく委員さんは要領案記載の通りでございます。それぞれ、委員さん 2、3 名と事務局 2 名で公用車に乗っていただき、車にはパトロール中であることのマグネットシートを張り付けて、パトロールを行います。 実施内容につきましては、例年通りの遊休農地の他、今年度は相続税等納税猶予について申請後耕作せず放置されているとの疑いが報告されていますので、それについての確認の強化もしたいと考えています。 パトロールの結果につきましては、地区農政協議会、総会でご報告し、指導対象者には文書を発出したいと考えています。 この要領案でのパトロールの実施の可否について、ご審議をお願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
委 員	集合時間は、何時ですか。
事 務 局	後ほど、各班の委員に個別にご連絡させていただきます。
議 長	ほかに、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、特にないようですので、案のとおり実施することによろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、決定とします。 次に、報告事項に入ります。 報告第 1 号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第 1 号（P 1 7）を説明する。 〔農地法第 3 条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕 農地法第 3 条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、8 月にご審議いただきました新規農家 6 件の聞き取り調査を、9 月 4 日に実施していただきました。 当日は、5 番が申請人の妻であるほかは、いずれも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、

	営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。
議 長	報告ありがとうございます。 なにか、ご意見ご質問等ありますか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですね。 次に、報告第２号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第２号（Ｐ１８～Ｐ１９）を説明する。 〔農地法第４条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の４条転用案件で、この度は、８月９日から９月５日の間に受け付けたもの、７件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、確認いたします。 次に、報告第３号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第３号（Ｐ１９～Ｐ２６）を説明する。 〔農地法第５条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の５条転用案件で、こちらも、８月９日から９月５日の間に受け付けたもの２３件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、確認とすることをお願いします。 次に報告第４号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第４号（Ｐ２７～Ｐ２８）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が５件、使用貸借契約の解約の通知が５件ございました。 利用権に該当するものは２件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは１件です。 賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、離作料金の支払いが１件のほかは、いずれも「無償」となっております。 以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですね。
次に報告第５号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第５号（Ｐ２９～Ｐ３０）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、９月において８件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議 長

報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に報告第６号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第６号（Ｐ３０）を説明する。
〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画（認定農業者）の認定について、８月の会長決裁分について報告します。

案件は１件で、認定の継続申請です。

稲、麦類、雑穀・いも類・豆類を作付けされている香寺町岩部の□□□□□□□□□□□□につきまして、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。その結果として、令和６年８月１５日付けで認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですね。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

（午後２時２５分 終了）

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

飯 塚 祐 樹

(署名委員)

竹 内 己 良
